

令和6・7年度大阪市スポーツ推進委員選考要領

- 1 目 的 スポーツ基本法第32条並びに大阪市スポーツ推進委員規則（昭和37年1月17日、市教委規則第1号）に基づき、大阪市スポーツ推進委員を選考するために必要な事項を定める。
- 2 任 期 2年（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）
- 3 委員の職務 別紙「大阪市スポーツ推進委員の職務について」を参照
- 4 選考方法 各区長からの推薦に基づき、経済戦略局長が行う。
- 5 選考基準 選考にあたっては、次の事項を基準とする。
(1) 当該区に居住する人。
(2) 年齢（令和6年4月1日現在）については、次のとおりとする。
① 新任は、満20歳以上満63歳未満（昭和36年4月2日以降の生年月日）の人
② 再任は、満65歳未満（昭和34年4月2日以降の生年月日）の人
(3) スポーツに深い関心と理解のある人。
(4) 地域、区、及び全市的に市民体育・スポーツの振興に係る事業の企画、運営、指導に熱意をもって携わることができる人。
(5) 社会的信望があり指導的立場にある人。
(6) 自己研鑽に努め、積極的に研修会等に参加できる人。
- 6 選考にあたっての留意点 選考にあたって、以下の点に留意する。
(1) 地域の特性、得意種目や専門分野、役割分担等を十分考慮し、実践的な活動の出来る人を選考すること。
(2) 女性の積極的登用を図ること。
(3) 地域での活動を活性化させるため、各小学校下につき概ね3名程度を目安に選出することが望ましい。
- 7 選考手続き (1) 各区長は、大阪市スポーツ推進委員候補者（以下「候補者」という。）を選出し、期日までに別添様式により、経済戦略局長に推薦すること。
(2) 各区長は、候補者の選出にあたり、予め区の推薦要領を策定すること。
(3) 経済戦略局長は候補者を審査のうえ、教育長がスポーツ推進委員に委嘱する。
- 8 その他の 公募により候補者を選出する場合は、別途公募要領などを定めたうえ行うこと。